の評価だからである．

さて，今日の責任能力判断をめぐる情況を理解するうえで1983年および1984年に司法から示された指針が重要である（後者は統合失調症に関するもので，次項で検討する）．

1983年の最高裁決定は次のように述べている．

「被告人の精神状態が刑法39条にいう心神喪失又は心神耗弱に該当するかどうかは法律判断であって専ら裁判所に委ねられるべき問題であることはもとより，その前提となる生物学的，心理学的要素についても，右法律判断との関係で究極的には裁判所の評価に委ねられるべき問題である」[19]．

この決定の意義は2通りにとらえることができる．「究極的には裁判官の評価に委ねられる」という文言は「究極以前の段階については鑑定人に委ねられる」と解釈しうる．心理学的要素については裁判官が優先権をもつとする伝統的な見解からすると，鑑定人の守備範囲が広がったことを意味する．しかし同時に，究極的判断は裁判官が握っており，裁判官は鑑定人の意見を自由に取捨選択できる．西山[22]はこの最高裁決定を「鑑定人を釈迦掌上の孫悟空にすることを宣言する」と評している．規範的評価はもちろんのこと，生物学的要素を含む事実認定についても裁判所の専決事項とされるのである．ポジティブにいえば，鑑定人は心理学的要素についても自由に意見を言い，裁判官はこれを尊重しながらも拘束されることなく判断を下すという柔軟な関係が成立する．ところが「究極的には」という制約を弁えない場合，裁判官は事実認定についての精神医学の領域に過剰に踏み込みかねない．たとえば西山[21]が挙げている事例では，幻聴による支配という鑑定結果を，裁判所が「幻聴が空き家を教えるなどあり得ないから」という理由で受け入れなかった．青木[2]は，証拠の評価が裁判官の自由な判断に委ねられることは当然であるが，合理的理由なしに事実的要素について鑑定意見を無視するのは経験則に違反すると論じる．

最高裁決定の方向性は統合失調症および覚せい剤中毒に関する責任能力の動向の中によく現れているので，それぞれ検討してみたい．

## b．統合失調症と責任能力

統合失調症の異なる病期や状態に応じて責任能力をどう評価するかは司法精神医学の大きな論点である．戦前の判断基準は三宅の鑑定例集[12]からうかがうことができる．早発性痴呆の事例は5例が挙げられ，そのうち例35は症状が軽いために非専門家により神経衰弱症，心神耗弱と鑑定されたが，改めて三宅の鑑定により早発性痴呆，心神喪失と鑑定された．その鑑定書で三宅は責任能力について以下のように解説する．

「現代精神病学者の多くは精神病者，即，心神喪失者とし，その病症の如何を論ぜず，又，其の経過時期の何たるやを問わず，苟くも著明なる精神病と診断せらる可きものはたとひ，その初期なりとも之を心神喪失者とするを通説とし，精神病の相当進めるものをも軽症なりとて心神耗弱とするの説は今にては陳套の学説として退ぞけられ，僅に少数の精神病学者と非専門家の抱く素人論として残るものなり」．

他方，心神耗弱と判断された例36は，犯行時は「軽き早発性痴呆の軽き発揚期」に加えて相当深い酩酊にあり，鑑定時は「略，常人の如きも，時により病勢に消長あり」というものである．前鑑定人は「佯狂」すなわち詐病と診断して死刑が宣告され，二審の三宅鑑定で無期懲役とされた．早発性痴呆の確定

診断が容易でないほど軽度であったと推測される．

統合失調症について限られた範囲でしか責任能力を認めないとする見解は戦後の内村[32]の論考でも示されている．すなわち「最初期，寛解期，軽い欠陥状態」についてはただちに責任無能力と判定できないという．具体的には「数週間の短い分裂病性の病期を経過した後に軽い性格変化を残し，その後多少の性格異常を後遺しながらも，なお社会生活を営み得ているもの」が何年か何十年かの後に犯罪を犯したという，病歴を知らなければ診断が困難な例である．統合失調症で責任能力を認める範囲は今日よりもはるかに狭い．

例外を除いて統合失調症患者を心神喪失とみなす見解は，ある時期まで裁判の実務でもとられてきた．最高裁の刑事裁判例集[26]に収められた事例 37 (1970 年)，事例 39 (1971 年) ではいずれも鑑定結果を受けて心神喪失と判断された．言動や犯行手口にまとまりがあっても，統合失調症の心性が正常な心性と根本的に異質であることが認識されている．裁判所が心神耗弱と判断した事例も存在するが，統合失調症の診断自体が不確実な例である．

1980 年代に新しい方向が現れる．刑事裁判例集の事例 42 (1981 年) は，精神科医の側がその緒をつけたことを示唆する．鑑定人は犯行の計画性ないし合目的性，幻聴の命令に従うまいとして苦しんだことなどが抑制力の残存を示すとして心神耗弱を示唆した．しかし裁判所はこれを排して心神喪失と判断した．鑑定人が最高裁決定 (後述) を先取りし，裁判所がむしろ保守的な構えをとったことが興味を引く．同じく事例 18 (1984 年) は被害妄想に基づく大量殺傷事件であり，判決は心神耗弱とした．中田[14]はこれを「わが国の精神分裂病の責任能力とその精神鑑定の問題点を象徴する」事例として特に犯行が妄想によって完全に支配されなかったという判断根拠に注目している．

この流れを明確に方向づけたのが 1984 年の最高裁決定である．大量殺人事件の被告人について計 5 回の精神鑑定が施行され，病状の重さと責任能力が争点になった．決定は次のような趣旨で心神耗弱を認め，無期懲役とした差戻二審の判断を正当とした．

「被告人が犯行当時精神分裂病に罹患していたからといって，そのことだけで直ちに被告人が心神喪失の状態にあったとされるものではなく，その責任能力の有無・程度は，被告人の犯行当時の病状，犯行前の生活状態，犯行の動機・態様等を総合して判定すべきである」[2]．

この決定によって責任能力を事例ごとに「総合的に」判断するという指針が示され，それまでの統合失調症心性の異質性を重視する立場は影を潜めた．すなわち犯行の計画性や生活能力がある程度認められる事例について，「それにも拘わらず責任無能力とする」判断から「それゆえ責任能力を認める」判断へと漸次向きが変わった．

最高裁の 1983 年決定は生物学的要素までも裁判官の専決事項とし，1984 年決定は心理学的要素の比重を相対的に重くした．両者が相まって，精神疾患の重篤さが責任能力に与える影響を少なく見積もる傾向を生じ，有責の幅を広げた．流れの先鞭をつけたのは鑑定人であり，その鑑定結果を裁判官が受け入れ，次にはそれが鑑定人の判断を方向づけていくという過程が見いだされる[15]．

## c．覚せい剤中毒と責任能力

1970 年代後半に始まる第二次覚せい剤乱用期の中で，乱用者が起こす重大事件が社会

問題化した．覚せい剤中毒者の犯罪は，鑑定人相互あるいは鑑定人と裁判官のあいだで責任能力判断がしばしば不一致をみるため，司法精神医学の争点の一つとなった．不一致をきたしやすい理由は，第一に，覚せい剤中毒の症状，経過，犯行と人格・環境要因との関連が多様で複雑なことである．それとともに乱用者の多数は反社会的経歴をもつため，社会防衛的配慮が責任能力判断に影響を与えることも否定しえない．

判例を分析した1996年の青木の論文[1]によると，1985年以降は，裁判で心神喪失と認定された中毒者は存在せず，次の基準が確立しているように見受けられる．

① 幻覚・妄想が全人格を支配し，犯行を直接に規定していれば心神喪失．

② 幻覚・妄想が犯行に一定の影響を及ぼしているが，全人格を支配しているとまではいえず，本来の人格が犯行に強く関与していれば心神耗弱．

③ 幻覚・妄想が犯行の動機にもなっていなければ完全責任能力．

実際には心神喪失の認定が下されていないので，① は起こりえないと認識されている．② については，ここでいう「幻覚・妄想の影響，支配」の解釈が問題となる．青木によると，幻覚・妄想が非常に活発で，確信度の強い被害妄想などが犯行動機の形成に重要な役割を果たしている事例でもすべて心神耗弱と認定されているという．

中田[14]によれば判例には一定のパターンが見いだされる．すなわち，統合失調症と対比し，人格が完全には病的体験によって支配されず，本来の性格が関与することを根拠に心神耗弱が認定される．それに対して中田は「人格が病的体験に完全に支配される」場合を想定することは困難で，これをもって統合失調症と覚せい剤中毒を区別することは疑問とする．実際，判決ではしばしば，覚せい剤中毒では統合失調症と異なり病的体験が全人格を支配しないという見解が精神医学の定説であるかのように援用され，病像の微妙な相違が裁判では単純化されている[16]．

覚せい剤中毒についての判例のパターンが形成されるうえで，福島説，特に不安状況反応の概念が大きく影響したと考えられる[1]．福島[6,7]は，状況から発生的に了解が容易な「準妄想」，過剰覚醒に基づく「準幻覚」から成り立つ覚せい剤中毒の幻覚妄想状態を不安状況反応と命名した．そしてその場合に心神喪失ではなく心神耗弱を認定する理由として次の特徴を挙げている．

① 幻覚・妄想が人格および状況に密接に対応し，了解が容易．

② 幻覚・妄想に処すべき人格が保たれている．

③ 精神症状は一過性で，多くは医療が不要．

④ 治療が一般に困難．

⑤ 近年の医療の進歩のもとでは受入れが困難．

⑥ 自らの意志で招いた精神障害が免責の理由になることは納得され難い．

福島の説には次の疑問を指摘しうる[16]．まず心因と外因（覚せい剤の薬理作用）の関係が明瞭でないという疾病学的位置づけの問題がある．「不安状況への反応」というところからは心因が基本に据えられているようであるが，福島の症例記載に即してみると，薬理作用によって高まった情動変化や知覚過敏に心因や状況要因が結実因子として加わって症状を顕在化させたと考えるほうが自然に思われる．しかもこの傾向は覚せい剤の急性中毒では多少とも認められやすいので，これを特殊な病型とすることに疑問がもたれる．さらに上記の ④〜⑥ については，処遇論を含む責任判断は責任能力概念の中に予防目的をス

トレートに持ち込む危険性をもつという青木の批判[1]が当てはまるであろう．

覚せい剤中毒では症状学にまで裁判所が大きく踏み込んで論を展開していることも判例にみられる顕著な特徴である．先に述べた，生物学的要素の認定にまで裁判所が踏み込む流れの現れであろう．その際，裁判所は受け入れやすい精神医学の知見を単純化あるいは拡大して利用する傾向がある．

## 3 刑事司法の構造と鑑定

### a．起訴便宜主義との関連

**表1**にみるように，過去10年間に心神喪失者・心神耗弱者と認定された7,260人のうち9割弱は不起訴処分とされ，裁判でこれらが認定された者は非常に少なく，特に心神喪失者については平均して年間約2人である[9]．刑事精神鑑定のおよそ9割は簡易鑑定を含む起訴前鑑定が占める[21]．起訴前鑑定を度外視して刑事精神鑑定を語ることはできない．

**表1 ● 心神喪失者・心神耗弱者7,260人の処分結果**

| 不起訴 | | 裁判での無罪・刑の減軽 | |
|---|---|---|---|
| 心神喪失 | 心神耗弱 | 心神喪失 | 心神耗弱 |
| 3,733<br>(51.4 %) | 2,740<br>(37.7 %) | 22<br>(0.3 %) | 765<br>(10.5 %) |

1994〜2003年の累計．

（平成16年版犯罪白書，2004[9]より作成）

この実態は日本の刑事司法の枠組みと不可分である．すなわち「犯人の性格，年齢及び境遇，犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは，公訴を提起しないことができる」という刑事訴訟法248条に定められた起訴便宜主義との関係である．加藤[10]は法律上の問題点を次のように指摘する．検察官が心神喪失，心神耗弱という裁判上の概念によって処分を決定できる明確な根拠条文は存在しない．検察官がこれらの概念を用いる場合，それは犯行時の能力ではなく逮捕から起訴までの精神状態と解するべきである．もしこれらを責任能力概念と同義とするのであれば，裁判に対する検察の「前倒し判断」であり，責任能力判断の舞台は今や裁判所から検察庁に移行している．

精神医学の立場からは西山[21]が起訴前鑑定の問題点を指摘している．起訴前鑑定では検察官から責任能力の有無または弁識能力・制御能力の程度という究極的意見を求められ，重点は「責任能力判断，すなわち起訴して有罪判決を勝ち取ることができるか否か」におかれている．そして，同じ程度の病状でありながら，起訴前鑑定では心神喪失で不起訴とされ，公判鑑定に付されると心神喪失が認められないという「責任能力に関する二重の基準」が存在することは大きな不公平をもたらす由々しい問題であると指摘する．ダブルスタンダードは浅田[3]も問題点の一つに挙げている．

起訴便宜主義の是非は純粋な法律論であり，司法精神医学の範囲を超えるが，少なくとも触法精神障害者の処遇という文脈で汎用されることには問題がある[18]．検察に「前倒し判断」が許されるかという原理的な問題がある一方で，無辜の人が，裁判を経ずに，犯罪の嫌疑を着せられたまま不起訴，措置入院とされる危険も存在する[21]．さらに責任能力判断が検察を主な舞台とし，裁判という公開の場で検証されないことでフィードバックが働かず，鑑定が質的低下をきたす恐れがある．検察には責任能力判断を裁判所に委ねる姿勢がもっとあってよいのではないか．

## b. 簡易精神鑑定

次に簡易精神鑑定（簡易鑑定）について検討する．1955年に東京地検で始まり，1970年代からすべての地検で行われ[5]，触法精神障害者の処遇に関して無視できない役割を果たしている．浅田[5]によれば，簡易鑑定のメリットは，精神障害をもつ被疑者が早期に刑事手続きから解放されて治療に結びつくことや，費用が安価にすむことである．デメリットないし問題点は，適切な診断を行うには短時間であること，手続きは簡易でも起訴・不起訴という重大な結果に導くこと，もっぱら検察側の資料に依拠すること，真意に基づく同意を得ているかという疑問，地域による極端なバラツキである．浅田は複数による鑑定，ガイドラインの作成，弁護人の関与などの改善を提案している．

最近では平田ら[8]が簡易鑑定に関する精神科医の意識などを調べて報告し，鑑定ガイドラインを提案した．その中で，簡易鑑定の判断と検察官の判断には少なからぬ不一致例があった．特に鑑定が心神耗弱と判断した例では約4割が不起訴処分とされ，これが精神科医の側の不満の一因をなす可能性が指摘されている．

起訴前鑑定，簡易鑑定の問題の一つはプロセスの密室性にある．裁判では責任能力が判決で明記されるのに対して，不起訴処分に関する検察の判断プロセスは外部からうかがえない．平田らが提案するように，ガイドラインを設けて簡易鑑定の質的向上を図ることも有意義であるが，起訴便宜主義のもとで簡易鑑定が汎用（濫用？）されること自体にも目を向けるべきであろう．

## c. 鑑定と倫理

日本の司法制度では鑑定人は裁判所の鑑定人であり，英米法での当事者の鑑定人としての専門家証人（expert witness）とは異なる[4]．刑事訴訟法上は証人と並ぶ裁判での第三者，補助者である．したがって，鑑定人は本来，中立的な立場にある．中立性を原理的に保証されているとしても，実際に鑑定を行ううえで，不偏不党を堅持することは容易ではない．第一には，鑑定人が経験科学の枠を超えて，法的思考を先取りする傾向である．たとえば鑑定人が「裁判官的ないし検察官的発想」で責任能力に言及したり，「検察官に有利な法律論」を展開する傾向[25]である．

近年，鑑定人の倫理的義務およびそれに対応する被鑑定人の権利に目が向けられた．前述のように司法精神医学が批判され，いくつかの再審請求や冤罪事件における精神鑑定の役割が明るみに出された経緯がある．この文脈では，精神鑑定は障害者である被鑑定人の人権を侵す危険を内包するものととらえられる．他方，凶悪な事件の発生や犯罪被害者支援の高まりの中では風向きが一変し，鑑定は加害者が罪を免れる口実を与えるものとして厳しい目を向けられる．このことは鑑定人が中立性を堅持することの難しさを物語る．

日本精神神経学会で展開された鑑定批判[28-31]では，鑑定人が警察調書を無批判に読むこと（特に「自白時における精神状態」の鑑定の場合），被鑑定人が犯人であるという予断をもって鑑定に臨む態度，鑑定書に描かれた被鑑定人の人物像や心理検査所見（たとえば「性欲倒錯の傾向」）が裁判官に心証を与える可能性，鑑定課題を超えて鑑定人が裁判の先取りをする傾向などに批判の矢が向けられた．

鑑定人の役割葛藤のもう一つの軸は，鑑定人が被鑑定人に対してどこまで治療者性を保持すべきかという問題である．鑑定人は司法機関から診断を委託され，被鑑定人とのあい

だに通常の治療者-患者関係は成り立たない．とはいえ，精神障害をもつ人を前にして治療的配慮を切り捨てることも自然ではない．西山[20]は「治療者性を極小にした医師」という被鑑定人へのかかわり方を推奨する．実際問題として，鑑定人に対して援助への過大な期待をもたせないための事前の説明が必要である[17]．

倫理問題に関しても，責任能力判断の主な舞台が検察にあることは重大な意味をもつ．公判鑑定とは異なり，起訴前鑑定，特に不起訴処分とされる事例の鑑定では第三者のチェックが働かず，倫理的問題が覆われてしまう．心神喪失者等医療観察法のもとで，この事情がどこまで改善されるかは未知数である．

## 4 責任主義の行方

「責任なければ刑罰なし」という責任主義は罪刑法定主義と並んで近代刑法の基本原則であり[23]，刑事精神鑑定が拠って立つ基盤である．しかし責任能力判断の主な舞台が検察にあり，心神喪失による無罪判決がごく少数という現状が責任主義の本来の姿であるのか疑問がもたれる．

心神喪失者等医療観察法は行為時に心神喪失または心神耗弱の状態にあったことを検察官による地裁への申立ての一要件として明記する．刑事精神鑑定としては，検察官の判断の資料としての鑑定（「申立て前鑑定」），地裁の審判のための鑑定，起訴された事例での公判鑑定の3つが想定される．この場合特に問題となるのは，申立て前鑑定がどの程度厳密かつ公正に行われるか（簡易鑑定で代替されるのか），審判のための鑑定の目的・性格（責任能力には言及せず，医療の必要性の判断のみでよいのか），という点である．

1983年と1984年の最高裁決定，統合失調症と覚せい剤中毒をめぐる判例動向などが示すように，鑑定における精神医学の発言力は相対的に弱まっている．新しい枠組みの中で，より積極的な役割を獲得すべきであろう．

（中谷陽二）

### 文献


1) 青木紀博：覚せい剤中毒と刑事責任能力—判例の動向をめぐって．京都産業大学論集 27：107-144（1996）
2) 青木紀博：責任能力の判定基準（2）．最高裁昭和59年7月3日第三小法廷決定．別冊ジュリスト 142：70-71（1997）
3) 青木紀博：責任能力の法的基礎．松下正明ほか（編），臨床精神医学講座，第19巻，司法精神医学・精神鑑定，pp17-26，中山書店，東京（1998）
4) 浅田和茂：刑事手続と精神鑑定．季刊刑事弁護 17：21-26（1999）
5) 浅田和茂：刑事手続から見た触法精神障害者—起訴前鑑定を中心として．刑法雑誌 42：243-252（2003）
6) 福島　章：覚醒剤乱用—その精神病理と責任能力．犯罪心理学研究I，pp9-27，金剛出版，東京（1977）
7) 福島　章：覚醒剤関連精神障害．松下正明ほか（編），臨床精神医学講座，第19巻，司法精神医学・精神鑑定，pp178-186，中山書店，東京（1998）
8) 平田豊明，中島　直，吉岡隆一ほか：簡易鑑定および矯正施設における精神科医療の現状—精神科七者懇ワーキングチームからの調査報告と提言．精神神経学雑誌 106：1539-1582（2004）
9) 法務省法務総合研究所（編）：平成16年版犯罪白書—犯罪者の処遇，国立印刷局，東京（2004）
10) 加藤久雄：触法精神障害者と検察官の訴追裁量権—心神喪失者等医療観察法における検察官の役割を中心に．ジュリスト増刊，精神医療と心神喪失者等医療観察法，町野　朔（編），pp127-136，有斐閣，東京（2004）
11) 呉　秀三：精神病鑑定例，復刻版，精神医学神経学古典刊行会，東京（1976）

12) 三宅鑛一：精神鑑定例，南江堂，東京（1937)—再版（1952)
13) 村松常雄，植村秀三：精神鑑定と裁判判断—諸鑑定例について法律家との協力検討，金原出版，東京（1975)
14) 中田　修：責任能力をめぐる最近の諸問題（覚醒剤中毒と精神分裂病)．懸田克躬ほか（編)，現代精神医学大系，年刊版 87-B，pp309-332，中山書店，東京（1987)
15) 中谷陽二：分裂病者の責任能力—『刑事裁判例集』を読む．分裂病犯罪研究，pp181-198，金剛出版，東京（1996)
16) 中谷陽二：薬物・アルコール関連障害と刑事責任能力．松下正明ほか（編)，臨床精神医学講座，第 8 巻，薬物・アルコール関連障害，pp387-400，中山書店，東京（1999)
17) 中谷陽二：司法精神医学と倫理．松下正明ほか（編)，臨床精神医学講座，S12 巻，精神医学・医療における倫理とインフォームド・コンセント，pp213-227，中山書店，東京（2000)
18) 中谷陽二：医療の視点から見た触法精神障害者問題．刑法雑誌 42：253-265（2003)
19) 西山　詮：精神分裂病者の責任能力—最三小決（昭和 59・7・3）の批判的検討．法と精神医学の対話 1，精神障害者の責任能力，中谷陽二（編)，pp9-24，金剛出版，東京（1993)
20) 西山　詮：精神鑑定における精神科医の倫理問題．西山　詮（編)，精神障害者の強制治療，pp282-306，金剛出版，東京（1994)
21) 西山　詮：責任能力の精神医学的基礎．松下正明ほか（編)，臨床精神医学講座，第 19 巻，司法精神医学・精神鑑定，pp27-51，中山書店，東京（1998)
22) 西山　詮：責任能力の概念—医療から．ジュリスト増刊，精神医療と心神喪失者等医療観察法，町野朔（編)，pp74-79，有斐閣，東京（2004)
23) 大谷　實：新版刑法講義総論，成文堂，東京（2000)
24) 岡田靖雄：呉秀三—その生涯と業績，思文閣出版，京都（1982)
25) 小野田矩夫：刑事責任能力論の現状と運用—我国における精神鑑定の分析．精神神経学雑誌 82：193-199（1980)
26) 最高裁判所事務総局（編)：責任能力に関する刑事裁判例集，法曹会，東京（1990)
27) 榊　俶，呉　秀三：増補改訂法医学提綱下編，秋南書院，東京（1897)
28) 鈴木伸治：赤堀裁判における精神鑑定に象徴される精神鑑定状況．精神神経学雑誌 81：259-262（1979)
29) 橘　麻帆，塚崎直樹，鈴木知亞樹ほか：赤堀裁判と精神鑑定—精神鑑定書個別批判を越えて．精神神経学雑誌 81：244-248（1979)
30) 橘　麻帆，塚崎直樹：精神鑑定における無効例—その基本的論理が破綻しているもの—平沢貞通鑑定書を例として．精神神経学雑誌 83：718-726（1981)
31) 塚崎直樹，橘　麻帆，鈴木知亞樹ほか：司法精神鑑定と裁判．精神神経学雑誌 81：242-244（1979)
32) 内村祐之：精神医学より見たる刑事責任能力．精神神経学雑誌 53：41-57（1951)
33) 内村祐之，吉益脩夫（監修)：日本の精神鑑定，みすず書房，東京（1973)

IV 諸外国における刑事精神鑑定

# イタリア——保安処分と精神鑑定

イタリアにおける刑事精神鑑定を考えるうえで，保安処分制度が古くから厳然として存在することを知っておく必要がある．精神鑑定の目的や司法精神科医の役割は保安処分の諸規定を前提とするわけで，保安処分をもたない日本の現状からは理解しにくい面が少なくない．そこで日本との違いも念頭におきながらイタリアの保安処分の歴史と制度，次いで精神鑑定の方式について述べたい．

## 1 医療改革のイタリア／保安処分のイタリア

トリエステを拠点として進められたイタリアのラディカルな精神科医療改革については日本でもたびたび語られてきた．他方，イタリアの保安処分については，法律面からは紹介されているが，精神医学の視点からはほとんど言及される機会がない．

つまりイタリアには医療改革と保安処分という一見矛盾する2つの面がある．この場合，保安処分はあくまで刑事司法の枠に組み込まれた一つの制度であり，精神科医療と交錯する局面があるにせよ，両者は本来別個の文脈にあると考えなければならない．歴史的には保安処分が先行し，医療改革の波ははるかに遅れて到来した．

はじめに精神科医療の流れについて瞥見しておきたい[1,7,8,10]．精神障害者に関する最初の法律は1904年の法律36すなわち「精神病院および精神病者に関する法律（Legge sui manicomi e sugli alienati）」である*1．法1条は「いかなる原因によるものであれ，精神異常に罹患し，病院外でケアされないか，されえない人は，自身または他人への危険を呈し，もしくは公の醜聞を引き起こすとき，公立精神科施設に隔離されなければならない」と規定し，治療よりも自他への危険の観念に著しく偏った法律であった[10]．法律36が長く存続し，そこからラディカルな改革へと一気に飛躍したところにイタリアの独自性がある．

Basagliaによって指導された改革は古い法制度に支えられた入院中心医療を批判の的とし，精神科医療の枠を超えて展開した．その成果として1978年に法律180が制定され，4つの原理に基づく改革が展開された[1]．①精神科病院を漸次廃止し，新規入院を中止する．②急性期入院のために総合病院精神科（15床以下）を設置する．③強制入院を制限する．④コミュニティ精神保健センターを各地に設立する．結果として，統計上は精神科入院患者は大幅に減少したが，公表された数値からはイタリア全体の実態は必ずしも明らかではないという[1]．

## 2 保安処分の歴史的背景

次に保安処分であるが，これは1930年に制定された刑法典であるRocco法典によって設けられた制度である．法典が作られるまでの法律論争は保安処分の特質と関連が深い．以下，Sbriccoli[9]を要約して参照したい．

19世紀半ばに展開されたイタリアの国家統一運動の過程で刑法制度をめぐって議論が

*1 manicomiは癲狂院の意味に近い．

闘わされ，その到達点として最初の統一刑法であるZanardelli刑法典が1889年に制定された．これは自由意思を強調する古典派の流れをくみ，死刑を公式に廃止するなど自由主義的で開明的な方向をもつものであった．しかしイタリア社会の後進的な現実とのあいだに落差があり，保守派などからの反発を呼んだ．

Zanardelli刑法典に対してとりわけ批判的であったのは，犯罪人類学の創始者Lombrosoと刑法学者Ferriに代表された新しい潮流である刑法実証主義である．1876年に提唱された生来的犯罪者（uomo delinquente）の概念が示すように，Lombrosoは生得的な犯罪への傾向を重視し，Zanardelli刑法典の編纂に対して，死刑廃止，刑罰の過度の緩和，累犯者対策の欠陥などをめぐって批判の矢を浴びせた．

実証主義の原理と方法を刑法学に取り入れたFerriは1880年代に革新的な刑法理論を発展させた．自然現象としての犯罪に目を向け，有機体と物理社会的環境の中に犯罪の原因を求める立場から犯罪人を類型化した．すなわち，精神異常による犯罪者，矯正不可能な生来的犯罪者，後天的な常習犯罪者，偶発的犯罪者，確信的犯罪者，である．彼はこの類型化をもとに予防や矯正を論じた．

実証主義の刑法学は自由主義的立場からの強い反論を招き，19世紀終わりには2つの学派のあいだで熾烈な論争が展開され，その過程で中間的立場が登場した．折衷主義を採り，法律の技術論を重視する第三学派である．この中間的方向は20世紀初めのほとんどすべてのヨーロッパ諸国の趨勢でもあった．1930年に法務大臣Roccoによる刑罰制度の根本的転換が図られ，刑法典の成立をみた．

その経過の中で起きた特筆される動きはFerri案の提出である．1919年に法務大臣によって常習犯罪に対する最も有効で確実な防衛を実現するための諸刑事法を改正する委員会が設置され，Ferriと同じく法学者のGarofaloが主宰した．1921年に出された結論は実証主義の原理を法定化したとされる．すなわち，刑罰の原理を危険性に帰着させ，危険性は客観的行動の徴表から導き出されるものとみなす．危険性の基準に従って，刑罰を基本的に不定期かつ個別化すべきであると主張した．この法案は第一次大戦後の混乱の影響で議会で審議されずに終わった．しかしその原理のいくつかはRocco刑法典に合流したので，現行の保安処分の性格を理解するうえで重要とされる．

Rocco刑法典は帰責性のない犯罪人および社会的に危険とみなされるいくつかの累犯カテゴリーを定義し，それに対する保安的な措置を取り入れた．このようにして保安処分は，自由主義的伝統と実証主義のイデオロギーとを混合させた第三学派に立脚するRocco刑法典での最も重要な改革の一つとなった．

## 3 保安処分の概要[2-7,10]

### a．種類

保安処分（misure di sicurezza）は刑法で定められ，**表1**に示すように非常に広範囲の処分を包括する．言い換えれば精神医学が直接関与するのはその一部である．まず対人的と対財産的に二分され，さらに前者は収容的と非収容的に分けられる．

### b．適用条件

保安処分のすべてについて，適用に際して，①社会的危険性（pericolosità sociale），

②犯罪行為または準犯罪行為（不能犯および教唆の未遂）を犯したこと，という2つの条件が必須である．

刑法203条は「刑法により，前条に定める行為（犯罪または準犯罪）を犯した者は，たとえ帰責不能か加罰不能であっても，法律で犯罪として予見される新たな行為を犯すことが蓋然的（probabile）であれば，社会的に危険である．さらに社会的に危険な者の資格は刑法133条に定める諸事情から推論される」，同じく204条は「すべての対人的保安処分は，当該行為を犯した者が社会的に危険であることの認定を経た後に命ぜられる」と定める．

以上の規定から，保安処分という制度の全体が，何よりも社会的危険性に的を絞った処分方式であることがわかる．そのうち治療看護所および司法精神科病院への収容（後述）の場合に精神障害および責任能力が問題となる．

## c．最低期間および処分の解除

刑法はすべての保安処分について最低期間（durata minima）を定めているが，最高期間を定めていない．207条では，保安処分はそれに付されている者が社会的に危険であることをやめない限り取り消すことはできない，と定めている．これは「危険性が持続する限り処分は継続する」という考え方を採っているからである[6]．最低期間は処分の種類ごとに決められている．他方，208条は，それぞれの処分で最低期間を経過したとき，裁判官はその者がなお社会的に危険であるかどうかを判定するための再審査を行うとする．

## d．執行の手続き

検察官は責任無能力者の場合でも公判請求を行う義務があり，日本での起訴便宜主義とは異なる．したがって，保安処分を適用する権限は検察官ではなく公判裁判所にある．手続きは通常の刑事公判手続きと基本的に同一であり，命令が下される場合には判決の言渡しと同時に行われる．社会的危険性は刑事訴訟法に定められた鑑定または嘱託鑑定により認定される．執行，変更，取消し等の裁判は執行監視裁判官（刑の執行全般にかかわる司法官）が行う．また抗告がなされた場合，抗告審は刑執行監視裁判所で行われる．

保安処分は仮適用されることがある．予備捜査または公判中の者で，未成年者，精神病者，常習酩酊者，薬物常用者，アルコールまたは薬物の慢性中毒状態にある者を仮に少年保安施設，司法精神科病院，治療看護所に収容する制度である．その期間は，裁判で有罪とされた場合は刑期に，保安処分が適用された場合はその最低期間に算入される．

**表1 ● 保安処分の種類**

1. 対人的保安処分（misure di sicurezza personali）
   - a. 収容的対人的保安処分（misure di sicurezza personali detentive）
     - 1）農業コロニーまたは労働所への移送
     - 2）治療看護所への収容
     - 3）司法精神科病院への収容
     - 4）少年保安施設への収容
   - b. 非収容的対人的保安処分（misure di sicurezza personali non detentive）
     - 1）監視付自由
     - 2）居住制限
     - 3）酒場およびアルコール販売所への出入禁止
     - 4）外国人の国外追放
2. 対財産的保安処分（misure di sicurezza patrimoniali）
   - 1）善行保証
   - 2）没収

（松田岳士，2003[4]より作成）

## e．処分の内訳

以下に，各種処分の中の対人的保安処分について主な条項を述べる．

### 1．収容的保安処分

農業コロニー（colonia）または労働所（casa

di lavolo）への移送：常習犯人，職業犯人，性癖犯人と宣告された者が対象で，最低期間はそれぞれ2年，3年，4年であり，法律で定めるその他の場合は1年である．

これらのカテゴリーは法律で以下のように定義されている[6]．

① 常習犯人（delinquente abituale）とは常習性（abitualità）を有する者．

② 職業犯人（delinquente proffesionale）とは，常習性の要件を満たし，かつほかの罪によって刑の宣告を1回受け，罪の性質，行状，生活方法などを考慮して，一部だけでも罪からの所得によって平素生活していた者．

③ 性癖犯人（delinquente per tendenza：傾向犯人）とは，特に凶悪な性格が原因になっていると思われる犯罪への特別の傾向（憐れみや人間性の欠如，背徳，残忍な素質）を表す者．

つまり，精神障害あるいは責任能力とは直接の関係のない，犯罪との親和性を基準にした強制的処置である．ドイツにおける「危険な常習犯罪人および保安改善処分に関する法律」（1933年）の制定からも推測されるように，常習犯罪者対策は当時のヨーロッパで刑事政策上の大きな関心事であった．ちなみに同種の規定は日本の改正刑法仮案（1940年）にも「浮浪又は労働嫌忌により常習犯罪を犯す者」を対象とする労作処分として盛り込まれている．

治療看護所（casa di cura e di custodia）への収容：限定責任能力者すなわち精神病（infermità psichica），アルコール・薬物の慢性中毒，聾唖により減軽された刑の言渡しを受けた者が対象である．最低期間は，5年以上の懲役に当たる罪では1年，無期または10年以上の懲役に当たる罪では3年，その他の罪では6か月である．施設は司法精神科病院を使用する．

司法精神科病院（ospedale psichiatrico giudiziario）への収容：責任無能力者すなわち精神病，アルコール・薬物の慢性中毒，聾唖により無罪の言渡しを受けた者が対象である．ただし，違警罪，過失犯，金銭刑または2年以下の懲役に当たる罪ではこの限りではなく，これらの場合は公安当局に通知がなされる．収容の最低期間は，無期懲役に当たる行為では10年，10年以上の懲役に当たる行為では5年，それ以外の場合は2年である．現在，イタリア全国に6か所の司法精神科病院が置かれ，約1,500人が収容されている[4]．

少年保安施設への収容：14歳未満の者および犯罪を犯したが帰責不能と認められた18歳未満の者，帰責可能であるが減軽された刑の言渡しを受けた18歳未満の者が対象である．

ここでいう少年保安施設はriformatorio giudiziarioつまり「司法少年院」であるが，内容的には保安処分であり，日本の少年院に当たるのはこれとは別のcasa di rieducationeである[6]．

## 2．非収容的保安処分

監視付自由：1年を超える懲役の言渡しの場合に命ずることができ，監視は警察に委ねられる．

居住制限：国家の人格もしくは公の秩序に対する犯罪等の犯人に対して，裁判官が指定する市町村または府県での居住を制限する．

酒場およびアルコール販売所への出入禁止：常習酩酊者に科される．

外国人の国外追放：10年以上の懲役に当たる場合．

## 4 社会的危険性をめぐって

社会的危険性はイタリアの保安処分の根幹をなす概念である．前述のように刑法203条によれば，保安処分は社会的に危険な者，すなわち犯罪を犯し，なおかつ新たな行為を犯す蓋然性のある者に限って適用される*2．危険性の認定について204条は，保安処分はその者が社会的に危険であることの認定を経た後に命ぜられるとしている．かつてはこの条文は「法律の明文の定めがある場合には，社会的に危険な者の身分は，法律によって推定されるものとする」であり，責任無能力または限定責任能力と認められれば自動的に社会的に危険とみなされた．この推定による危険性（pericolosità presunta）に対しては厳しい批判があり，憲法院の判決によって憲法違反と判断された．それを受けて1986年に，処分の適用時において裁判官による危険性の確認を必要とする改正がなされた．また207条は，最低期間が終了するまでは解除できないとしていたが，この部分も憲法違反として削除された．解除の権限が法務大臣にあるとされていた点も同様に憲法違反とされ，裁判官の権限とされた[2,6]．

社会的危険性についてGrassiら[2]は次のように解説している．保安処分が創設された実証主義の時代，危険性はあたかも犯罪者の頭蓋を測るように測定可能とみなされ，この確信が法律に影響した．社会的危険性の観念にはLombrosoの遺産が影を落としているのである．しかしこの数十年，精神医学の知見や，1904年の法律36が定めた自傷他害の危険という強制入院の要件が1978年の改革で廃止されたことにより，危険性の理解ははるかに難しいと考えられるようになった．その結果，1989年の新刑事訴訟法は裁判官に対して，鑑定人に危険性に関して明言することを求めていない．

以上のことから，1930年にRocco刑法典が制定された当時の実証学派のイデオロギーが社会的危険性の概念として生き残り，それに対して近年の精神医学などから批判が強まった結果，危険性の認定はより厳格に，解除はより柔軟になされるようになったと考えられる．ただし，危険性が法的に推定される代わり，処分適用時に確認されなければならないという変更であり，危険性という要件それ自体が否定されているわけではない（危険性の概念を否定すると保安処分の根幹が揺らいでしまうという理由によるのであろう）．

*2 刑法133条によれば，犯行の性質，与えた損害や苦痛の重さ，犯行動機，犯罪歴，生活状況などを勘案して，その者が社会的に危険であるかが推測される．

## 5 保安処分と精神鑑定

精神鑑定の実施状況については資料の入手が難しく，以下，Traversoら[10]の解説の紹介で代えたい．

日本の精神鑑定に当たるものはperizia o consulenza psichiatricaであり，司法精神科医による診断，評価，予後に関する科学的に基礎づけられた専門家証言とされる．司法精神科医は，司法精神医学の専門課程を修め，特殊な資質をもつ臨床精神科医である．鑑定の対象となるのは未成年，成人，犯罪者，被害者，証人などであり，特定の犯罪または刑事訴訟のある時点での精神状態が調べられる．

法廷での司法精神科医の役割は多様である．

① 検事（pubblico ministero：検事局）の専門コンサルタント
② 裁判の予備的段階で予審判事に指名される公的鑑定人
③ 裁判の最終段階で審理裁判官（guidice di dibattimento）に指名される公的鑑定人
④ 被告人もしくは被害者の弁護士に依頼さ

れる専門コンサルタント

裁判官または裁判所から任命される中立的な鑑定人がおり，他方，検事と当事者の双方がそれぞれコンサルタントを指名できる．

公的鑑定人については刑事訴訟法において次のように規定されている．

「鑑定は特殊な専門的，科学的，技術的知識を要する調査を行うかあるいは事実もしくは評価を得ることが必要な事件において認められる．有罪判決もしくは保安処分執行の段階に関する法律の定めを例外として，犯罪遂行における習慣性もしくは職業性，反社会的傾向，被告人の性格および人格，より広くは病理学的理由に依存しない心的資質の鑑定は認定されない」[10]．

わかりにくい表現であるが，対象者の人格，犯罪性，病理性などについての鑑定は，判決および保安処分の執行に際して行われると規定しているようである．

被告発人（被疑者，被告人）の精神鑑定では鑑定人に次の事項が求められる．

① 被告発人が犯行時において精神病（infermità）の結果として，理解または意志の能力が欠如もしくは著しく低下した精神状態にあったか否かを判断する．

② これを肯定した場合，鑑定人は社会的に危険か否か（つまり再犯の蓋然性があるか）を判断する責任を負う．

これに答えるために次の方法が採られる．

① 責任能力を評価するために重要な精神障害または精神病の正確な診断．

② 犯罪の特定の時点において疾患がどのくらい精神状態および責任能力に影響したか（精神病理学的-規範的基準）．

③ 責任無能力および限定責任能力の場合，社会的危険性に関する意見を準備する．

なお刑法は責任能力について次のように定めている．88条は責任無能力（vizio totale di mente：精神の全体的欠陥）を「犯罪を犯した時点において，精神病（infermità）によって理解（intendere）もしくは意欲（volere）の能力を欠く状態にあった者は帰責可能ではない」，同じく89条は限定責任能力（vizio partiale di mente：精神の部分的欠陥）を「（これらの能力が）著しく減退した状態にあった者は帰責可能であるが刑を減軽される」と規定している．

われわれは保安処分ときくと精神障害犯罪者に特化された制度を思い浮かべる．しかしイタリアの法律は，その構成をみる限り，何よりも犯罪対策，特に再犯の防止を目的とする非常に広範囲にわたる方式であり，精神障害はあくまでその条件の一部であると考えられる．したがって精神科医の関与もおそらく部分的，二義的なものであろう．

精神鑑定が施行される場合，主たる目的は第一に責任能力の評価，第二に社会的危険性の評価である．責任能力の評価は日本と大差がないと思われるが，イタリアでは社会的危険性に関する意見も鑑定人に求められるところに決定的な相違がある．つまり責任能力の評価，社会的危険性の評価が一体となっている．ドイツの方式はこれと似ており，鑑定人はドイツ刑法20条（責任無能力），21条（限定責任能力）の評価とともに改善・保安処分（63条の精神科病院収容，64条の禁絶施設収容など）のための評価を行う．

現状についての情報が十分に得られないが，社会的危険性の概念をめぐって議論や批判が少なくないようであり，鑑定人が社会的危険性を具体的にどのような基準で評価しているかは興味がもたれる．

（中谷陽二）

## 文献


1) de Girulamo G, Cozza M：The Italian Psychiatric Reform. A 20-year perspective. Int J Law Psychiatry 23：197-214（2000）
2) Grassi L, Nunziata C：Infermità di mente e disagio psichico nel sistema penale, CEDAM, Padova（2003）
3) 柑本美和：司法精神病院における処遇とその問題（視察報告：イタリアの精神医療と保安処分）．法と精神科臨床 6：111-113（2004）
4) 松田岳士：イタリアの保安処分：司法精神病院収容を中心として．精神医療法研究会 2003 年 10 月 26 日，上智大学
5) 水留正流：刑事手続における精神障害者の流れ（視察報告：イタリアの精神医療と保安処分）．法と精神科臨床 6：108-111（2004）
6) 森下　忠：イタリア刑法研究序説，法律文化社，京都（1985）
7) 中谷陽二：触法精神障害者—問題の広がりと深層．ジュリスト増刊，精神医療と心神喪失者等医療観察法，町野　朔（編），pp52-57，有斐閣，東京（2004）
8) 中谷陽二：イタリア精神医療の背景と思想．日本精神科病院協会雑誌 24：44-50（2005）
9) Sbriccoli M：Teorie e ideologie del diritto penale dall'Unità al secondo dopoguerra—小林耕一（訳）：国家統一から第二次世界大戦後までの刑法の理論と思想．パオロ・グロッシ，村上義和（編），イタリア近代法史，pp203-259，明石書店，東京（1998）
10) Traverso GB, Ciappi S, Ferracuti S：The treatment of the criminally insane in Italy. Int J Law Psychiatry 23：493-508（2000）

# 12

# *The Birth of Criminology in Modern Japan*

YOJI NAKATANI

## THE BEGINNINGS OF CRIMINOLOGY

After the Meiji Restoration of 1868, when feudalism was abolished, Japanese society underwent drastic changes during the Meiji period, which lasted from 1868 to 1912. The government reformed the legal system based on European models, paying particular attention to the French system. Various laws were enacted, including the Penal Code of 1880 and the Civil Code of 1896–98.[1] Along with these legal reforms dealing with crime, a body of scientific thought appeared, first in the fields of criminal statistics and penology. At about the same time that the government began issuing official statistics on the incidence of criminal activities, legal scholars were being exposed to the statistical analysis of criminal behavior, mainly by Lambert A. J. Quetelet. Concurrently, penologists and physicians were engaged in efforts to reform the penitentiary system and to improve unsanitary prison conditions.

Because Japan had been established as a modern state by political and administrative reforms, particularly by the promulgation of the Meiji Constitution of 1889, jurists became aware of the importance of measures for defending the social order. During the last decade of the nineteenth century this included exposure to the theories of contemporary Italian and German criminologists.

The enactment of the New Penal Code of 1907 emphasized criminal policy, namely the prevention of crime, which strongly encouraged studies on crime and offenders. In the same year, some jurists founded the

1 On the history of the legal system for the insane in Japan, see Yoji Nakatani, "Relationship of Mental Health Legislation to the Perception of Insanity at the Turn of the Twentieth Century in Japan," in Yasuo Otsuka and Shizu Sakai, eds., *Medicine and the Law: Proceedings of the 19th International Symposium on the Comparative History of Medicine – East and West* (Tokyo, 1994), 227–50.

Association of Penal Science. An important change that occurred during this period was the involvement of psychologists and medical doctors, who were more interested in an empirical approach to criminal behavior and the characteristics of offenders.[2]

## GROWTH OF INTEREST IN CRIME

Beginning around 1910 and continuing throughout the decade, both scholars and the general public evinced a growing interest in the problem of crime. This was evidenced by the appearance of a wide range of publications dealing with crime and related matters (scientific journals, textbooks, popular magazines, and novels), and during this period specialists began forming societies and professional organizations. One such organization was the Japanese Association of Criminology, founded in 1913. The prospectus of the Association states: "The prevention and suppression of crime, indispensable for the social order, is the main objective of legislation. In order to meet these needs, we must establish the causal relationship that exists between the characteristics of offenders and the influence of the social environment. These findings will enable us to take appropriate social and legal measures."[3] The association was composed of specialists from various fields: psychology, psychiatry, legal medicine, law, and sociology. The emphasis, however, was placed on the psychological and psychiatric approach. The secretary of the association was Seiichi Terada, a pioneer in the psychology of crime who translated Cesare Lombroso's famous work *L'uomo delinquente* into Japanese.[4]

Although many publications appeared during this period, I will concentrate on two journals, the *Journal of Abnormal Psychology* and the *Archives of Criminology*, because they both included many articles written by criminologists and clearly represented the concerns people had about the problem of crime and offenders.

The *Journal of Abnormal Psychology* was started as the bulletin of the Japanese Association of Psychiatry, founded in 1917. The name of the association might suggest that it was a medical society, but in fact it was a group composed mostly of nonprofessionals. Kokyo Nakamura, the founder of the association and editor-in-chief of the *Journal*, was a novelist with a unique

2 On the early involvement of German doctors in criminology, especially prison psychiatrists, see Richard F. Wetzell's chapter in this volume.

3 "Prospectus for the Inauguration of the Japanese Association of Criminology," *Annals of the Japanese Association of Criminology* 1 (1914): 1 (in Japanese).

4 Cesare Lombroso, *L'Uomo Delinquente*, 5th ed. (Turin, 1897), translated into Japanese by Seiichi Terada (Tokyo, 1914).

career.[5] In his youth he had suffered from persistent neurasthenia and had visited many physicians. In addition to the incurability of his own condition, his brother's psychosis and eventual suicide further aggravated his distress. These painful experiences engendered in him the belief that "materialistic medicine" was incapable of curing illness unless coupled with "medicine of the mind." Referring to the notion of the inseparability of mind and body, he searched for a sort of holistic approach to medicine, which he attempted to augment through his self-taught experience of hypnosis and psychotherapy. As expressly stated in the preface to the first issue, the purpose of the journal was to study the broad range of abnormal psychological phenomena, which were not always pathological in the narrowest sense.[6] The members of the association and contributors to the *Journal* included, aside from psychologists and medical doctors, many literary scholars, religious thinkers, journalists, and businessmen. A total of 103 issues were published before the *Journal* was discontinued in 1926.

The various themes and styles of articles in the *Journal* reflect the diversity of motives and interests of the contributors. There are reviews of contemporary Western scientific trends: Freudian psychoanalysis, Bergsonian psychology, and the theory of sexual perversion by Richard von Krafft-Ebing. Considerable attention was paid to hypnosis and related psychological phenomena such as automatism, somnambulism, and multiple personalities. A surprisingly large number of articles dealt with supernatural phenomena such as telekinesis, mind reading, spiritualism, mystic experiences, possession, prophetic dreams, ghosts, and life after death. There are even reports of "experiments" conducted with people purported to possess supernatural powers.[7] In a public session organized by the association, a well-known performer supposedly copied letters and images on dry plates using only the power of his mind, which produced a heated debate on the credibility of his act. Also, readers of the *Journal* were encouraged to submit reports of their own mysterious experiences, which were then commented on by specialists.[8]

Crime and suicide were preferred subjects of the *Journal*, being referred to as typical examples of behavior caused by abnormal psychology. In addition to research reported by specialists, there were many documents concerning

5 He described his own career in "Prospectus for the Foundation of the Japanese Association of Psychiatry," *Journal of Abnormal Psychology* 1 (1917): 79–80 (in Japanese).

6 "Preface to the First Issue," *Journal of Abnormal Psychology* 1 (1917): 1–2 (in Japanese).

7 Kakutaro Nakagiri, "Experiment of Telekinesis," *Journal of Abnormal Psychology* 2 (1918): 43–54 (in Japanese).

8 The journal specified four items as subjects for the readers' column: spiritual phenomena, bizarre behavior of the lunatic, life of the criminal, and biography of eccentric persons. This amalgam of categories shows how "abnormal psychology" was conceived at that time.

actual criminal cases: Each issue included a "Diary of Abnormal Psychology," a column written in diary style that cited recent newspaper articles. Although the criteria for inclusion in this column remain unclear, the main topics seem to be major crimes such as mass murder, atrocious crimes committed by perverted and insane persons, unsolved criminal cases, and suicides committed by unhappy couples.

The *Archives of Criminology* were started in 1926 as the bulletin of a local academic circle, the Association of Criminology in Kanazawa. The editor-in-chief and chairman of the association was Tanemoto Furuhata, a professor of legal medicine at the Kanazawa Medical College. Contributions to the early issues were limited to persons residing in the Kanazawa area: researchers at the medical college, magistrates and prosecutors of the district court, high-ranking officers of the prefectural police, and lawyers. But the *Archives* soon became a nationwide journal and continued to publish until 1943.

The motivation of the circle is evident in the opening remarks made at the first meeting and also in the preface of the *Archives*: "The unfavorable influence of the World War, together with the spread of materialism, has resulted in a rapid increase in the crime rate and in increasingly more sophisticated methods used by offenders, both of which urgently require the extensive cooperation of legal medicine, criminal justice, and other related professions."[9] The *Archives*, therefore, were expected to provide improved knowledge and a means for dealing with the increasing menace of crime. Accordingly, the majority of the articles were devoted to research reports related to investigational methods: examination of blood types, fingerprints, and handwriting; autopsy of the victim's body; the mechanics of poisoning; and the psychology of suspects. Compared to the *Journal of Abnormal Psychology*, the *Archives* appear to be significantly more academic. Nevertheless, the *Archives* also contained less-than-scientific articles, including essays and letters in which judges, prosecutors, police officials, prison administrators, instructors of reformatories, and others freely stated their opinions about the causes of crime and offered suggestions for preventing crime and for reforming offenders.

Thus, an interesting feature that the *Journal of Abnormal Psychology* and the *Archives of Criminology* share is the coexistence of two completely different types of discourse: one a scientific report and the other a popular, nonacademic statement. This implies that the early development of criminology in Japan was enriched by the popularization of knowledge on crime.

9 Yoshio Shigemi, "Prospectus for the Inauguration of the Association of Criminology in Kanazawa," *Archives of Criminology* 1 (1928): 1–3 (in Japanese).

## RECEPTION AND APPLICATION OF WESTERN TRENDS

With regard to the reception of contemporary Western trends, it is important to note that Cesare Lombroso's criminal anthropology became well known in Japan at a time when his doctrine was losing influence. After the International Congress of Anthropology in 1889 in Paris, Lombroso encountered severe criticism particularly from advocates of sociological theories on crime. Although some of Lombroso's works were introduced to Japan as early as the 1870s, his main ideas remained unfamiliar to scholars until the 1910s. Consequently, Lombroso was always referred to as one of the founders of positivistic criminology, representing the Italian school with Raffaele Garofalo and Enrico Ferri. Most Japanese scholars simplified Lombroso's theories into a "born-criminal doctrine," to the extremes of which they kept a certain distance. Among the public, Lombroso became famous as an erudite critic rather than a criminologist when his book *L'uomo di genio* was translated into Japanese by a decadent poet in 1916.[10]

There was another reason for Lombroso's limited impact in Japan. At the time when Japanese psychiatrists became aware of studies on offenders, they were strongly influenced by German medicine, in which Lombroso's concepts were unanimously rejected.[11] As a result, most Japanese textbooks described the concept of the "born criminal" as one of the prototypes upon which German authors elaborated their concepts of "abnormal character" or "psychopathy."

As far as the causes of crime were concerned, Japanese criminologists paid considerable attention to the biological theories of the German criminologists Gustav Aschaffenburg, Johannes Lange, and Karl Birnbaum. However, they were also concerned with environmental factors, most likely because they were facing a rapid increase in the crime rate after World War I. This tendency seems to parallel the renewal of interest in social causes in the United States while crime saw a tremendous increase during the war.[12]

An attempt to integrate environmental and biological approaches was made by Shufu Yoshimasu. As a psychiatrist and penal reformer, he conducted a large-scale survey of prisoners during the late 1920s. Referring to German studies, especially to Edmund Mezger's dynamic explanation of crime and Franz Exner's research on recidivism, Yoshimasu worked out a "dynamic scheme of criminal behavior." According to this scheme, a

10 Cesare Lombroso, *L'uomo di genio* (Turin, 1894), translated into Japanese by Jun Tsuji (Tokyo, 1894).

11 See Richard Wetzell's chapter in this volume.

12 See Nicole Rafter's chapter in this volume.

person's future risk of offending against the law could be assessed in accordance with both environmental and biological attributes of the individual, including psychopathy, early onset of the criminal career, history of recidivism, broken family, lax school attendance, occupational instability, and hereditary disposition.[13]

Criminal investigation, forensic medicine, and penal policy were enriched with new knowledge about offenders. In these fields, Germany's "modern school" of criminal law and the contemporary trends of penal policy in the United States were influential. The leader in this area was Ryo Masaki, a legal scholar who, along with Tanemoto Furuhata, was editor-in-chief of the *Archives of Criminology*. He expressed doubts about the efficacy of general deterrence by harsh punishment, and enthusiastically promoted reforms of the penitentiary system. Rejecting the idea of retribution, he took the educationalist approach intended to afford more opportunity for resocialization, focusing on the particularity of offenders. He even stated that "crime is a sort of illness that can be cured only by scientific methods of improving the offender's personality." From this standpoint, an offender with diminished responsibility would deserve a longer term of imprisonment that would provide more opportunity for treatment.[14]

The efforts to realize more socialized and scientific treatment of prisoners resulted in a series of reforms of the penal system. The enactment of the Juvenile Law of 1922 introduced probationary supervision, which was followed by the establishment of the Parole Examination System in 1931 and the decree introducing the Progressive Stage System for Prisoners in 1933.

Thus, scientific criminology clearly had not just a theoretical, but a practical impact, emphasizing the prevention of crime. This impact may be attributed to the fact that the early development of criminology occurred at a time when social problems were becoming serious due to rapid modernization of society.

## DIFFERENT ASPECTS OF THE CONCERN ABOUT CRIME

Referring to the writings appearing during the thirty-year period from 1910 to the late 1930s, I will discuss various aspects of concern about crime from a larger viewpoint.

13 Shufu Yoshimasu, "Psychiatric Study on the Social Prognosis of Offenders," *Psychiatrica et Neurologia Japonica* 40 (1936): 728–31 (in Japanese).

14 Ryo Masaki, "Objective of Imprisonment and the Scientization of Penal Policy," *Archives of Criminology* 5 (1931): 1–9 (in Japanese).